

Document Cloud (Adobe Sign を含む) 追加利用条件

2016年6月16日最終更新。前バージョンの全内容に代わるものです。

この Document Cloud 追加利用条件（以下、「追加条件」）で使用される鉤括弧で囲まれた用語は、一般利用条件（以下、「一般条件」）または「本追加条件」で定義される意味を持ちます。

1. 定義

- 1.1 「情報」とは、個人を特定できる情報を意味します。
- 1.2 「参加者」とは、「お客様」と関係を持った結果として「本サービス」を利用する第三者を意味します。

2. 「本サービス」の利用

「本追加条件」を遵守することを条件に、「お客様」はアドビが提供し、使用を許諾する「本サービス」にアクセスし、利用することができます。

3. 契約期間および解約

- 3.1 「本追加条件」は、「一般条件」の規定に従い「お客様」またはアドビによって解約されるまで継続して適用されます。アドビは、「一般条件」に規定する事柄を事由として「お客様」との「本追加条件」を解約できる他に、「お客様」の「サービス」アカウントが第三者によって不正に使用された場合にも「本追加条件」を解約できます。
- 3.2 但し、「一般条件」の「存続規定」の項に規定されている条項に加えて、「本追加条件」の第1条、第3.2条、第4条および第6.5条は、「本追加条件」の解約または期間満了後も存続するものとします。

4. 参加者の情報

4.1 参加者の情報に関するお客様の責任 アドビと「お客様」との間においては、「本サービス」に関連して使用または提出された「参加者」の情報すべてについて、「お客様」が全面的な責任を負い、アドビは何ら責任を負わないものとします。「お客様」は、「参加者」の情報に適用されるあらゆるデータ保護法およびプライバシー保護法や規則を遵守するものとします。「参加者」の情報へのアクセス、利用または開示については、「お客様」が「参加者」から同意を得てこれを維持しなければなりません。「お客様」は、アドビが「本サービス」を提供できるようにするために必要な承認を「参加者」から得なければなりません。「お客様」は、かかる「参加者」情報に関するいかなる行為または不作為についても、「参加者」により申し立てられたアドビへの請求、訴訟、または司法手続きからアドビを保護および補償し、アドビが損害を被らないようにします。

4.2 参加者の機密情報 本第4.1条（参加者の情報に関するお客様の責任）に規定された「お客様」の責任以外に、「お客様」は特に以下の内容を承認して同意するものとします。

- (a) 13歳未満の児童からはあらかじめ保護者の同意がなければ情報を収集しない等、「1998年児童のオンラインプライバシー保護法（「COPPA」）」を遵守する責任はすべて「お客様」にあります。
- (b) 「医療保険の相互運用性と説明責任に関する法」（「HIPAA」）および「経済的および臨床的健全性のための医療情報技術に関する法律（「HITECH」）」を遵守する責任はすべて「お客様」にあります。アドビは「本サービス」を「お客様」に提供する際に、HIPAAで定義される「ビジネスアソシエート」として「お客様」の代わりに代行するものではありません。

(c)「お客様」は、「お客様」および「参加者」による「本サービス」の使用に関連して取得または使用されたその他の機密情報（社会保障番号、クレジットカード番号、運転免許証番号、銀行口座情報などが含まれるが、これらに限らない）に適用されるデータ保護およびプライバシー法令を遵守する全責任を負うものとします。

4.3 参加者への電子メール 「本サービス」に関連する「参加者」宛ての電子メールは、通常、アドビではなく「お客様」から送信されます。したがって、ある「参加者」がアドビからのお知らせを受け取らないことを選択していた場合でも、「お客様」から当該の「参加者」に「本サービス」に関する電子メールが送られる場合があります。また、該当する場合、「お客様」からご依頼があった場合、「お客様」の代わりに、アドビが「お客様」の名前で「お客様」の代理人として、「参加者」に電子メールを送信することがあります。これらの電子メールやその内容に関する責任は一切、「お客様」にあります。

5. サービス固有の条件

本第 5 条の条件は、本第 5 条に掲げる特定製品にのみ適用されます。本第 5 条の条件と「本追加条件」のその他の条項とが矛盾する場合、本第 5 条の条件は、その矛盾を解決するために必要な範囲だけに適用されます。

5.1 Document Cloud Web サービス 本第 5.1 条（Document Cloud Web サービス）は、「お客様」が、アドビが Document Cloud（「Web サービス」）に関連して時宜に応じて提供する Document Cloud API のプレリリース版を評価する開発者である場合にのみ適用されます。

5.1.1 Web サービスに関するライセンス 「本追加条件」の条件に従って、アドビは「お客様」に対して、(a) Web サービスにおいてアドビが「お客様」に対して提供するドキュメンテーション（「Web サービスドキュメンテーション」）を閲覧でき、かつ (b) Web サービスドキュメンテーションおよび「本追加条件」の条件に従って、Web サービスを呼び出しこれを利用できる、限定的で撤回可能、非独占的、譲渡不能のライセンスを付与します。アドビは、本第 5.1.1 条（Web サービスに関するライセンス）で許諾された権利をアドビの単独の裁量でいつでも終了することができます。

5.1.2 Web サービスおよび Web サービスドキュメンテーションの利用に関するお客様の表明および保証

「本追加条件」に規定される、「お客様」によるその他の表明および保証に加えて、「お客様」は以下について表明し、保証するものとします。

(a) Web サービスを呼び出す「お客様」の Web サイトアプリケーション（「お客様アプリケーション」）上では、「お客様」は目立つように「Powered by Document Cloud」という文言（「通知」）を表示しなければなりません。「アドビ」および「Document Cloud」の名称（「商標」）は、アドビの登録商標であり、「お客様」は、「お客様」によるこの商標の使用により、「お客様」の側に本登録商標に対していかなる権利、権限または権益も生じるものではないことを確認するものとし、またそのように表明してはなりません。「お客様」は「通知」をアドビの商標ガイドラインに沿って表示しなければなりません。このガイドラインは http://www.adobe.com/go/TMGuidelines_jp に掲載されています。「お客様」がアドビの商標ガイドラインに従っていないとアドビが相応に判断した場合、アドビは、本第 5.1 条 2(a) 項を遵守するために、「お客様」の「通知」の使用法をただちに変更すること、またはそのような使用を中止することを要求する権利を有します。

(b) 「お客様」は、「お客様アプリケーション」の各 Web ページのフッターに、「お客様」のアプリケーションを使用する者（「ビジター」）から収集したデータおよび情報を、「お客様」がどのように収集、利用、保管、開示するかについて詳細に説明するプライバシーポリシーを表示しなければなりません。これには、第三者（広告主を含む）がコンテンツおよび（または）広告を表示する場合があること、「ビジター」から直接に情報を収集する場合があること、また、「ビジター」のブラウザ上にクッキーを起き、認識する場合があることを伝える通知も含まれます。

(c) 「お客様」は、Web サービスまたは Web サービスドキュメントの使用についてアドビの許可を求める場合、「お客様」の身元または「お客様アプリケーション」を特定できないように、隠蔽したり、虚偽の表明をしてはなりません。

(d) 「お客様」は、「ビジター」に対して、「お客様アプリケーション」を使用する前にアドビ ID を作成するよう、要求しなければなりません。

(e) 「お客様」は、「ビジター」に代わって「お客様」の Document Cloud アカウント上に「ビジター」のコンテンツを保存してはなりません。

(f) 「お客様」は、第 5.1.3 条（商用デベロッパーアプリケーション）に明示的に規定される方法でアドビの書面による事前の同意を得ない限り、Web サービスまたは Web サービスドキュメンテーションを販売、リースもしくはサブライセンスしてはならず、また、直接的な商業的利益、金銭的利益等であるか否かを問わず、Web サービスまたは Web サービスドキュメンテーションの利用もしくは提供により収益を得ることを目的にこれらにアクセスしてはなりません。

5.1.3 商用デベロッパーアプリケーション 「お客様」は、developer@acrobat.com 宛てにアドビに連絡することにより、第 5.1 条 2(f)項の免除を要求することができます。「お客様アプリケーション」の詳細と Web サービスおよび Web サービスドキュメンテーションの使用目的を提出してください。アドビはそのような要請を検討し、アドビ単独の裁量で、個別に書面で第 5.1 条 2(f)項を免除する場合があります。アドビが「お客様」に第 5.1 条 2(f)項の免除を許可する場合、そのような免除は、アドビが定める追加の条件に「お客様」が従うことを条件とします。

5.2 グループ提供 本第 5.2 条（グループ提供）は、「お客様」が第三者のために、または第三者が「お客様」のために、「本サービス」へのサブスクリプションを登録した場合（「グループ提供」）にのみ、適用されます。

5.2.1 第三者個人の情報 「お客様」が第三者のために、「本サービス」へのサブスクリプションを登録した場合、「お客様」は、それらの第三者に関する情報をアドビに提供するために必要なすべての権限および許可を得ていることを表明し、保証するものとし、また、当該第三者からアドビに対して請求、訴訟または法的手続きが取られた場合、アドビをこれらから防御し、免責補償しなければなりません。

5.2.2 グループ利用 「お客様」が第三者のために「本サービス」へのサブスクリプションを登録している場合、当該第三者のサービスアカウントの一部として保存されているコンテンツは、「本サービス」へのサブスクリプションが終了したときに、削除されない場合があることを了承するものとし、第三者のサービスアカウントから、「お客様」が所有するコンテンツを第三者に削除させる一切の責任は、「お客様」にあります。

5.3 サービスのプロモーション使用 本第 5.3 条（サービスのプロモーション使用）は、アドビが、特別のプログラム（以下、それぞれを「プロモーションプログラム」といいます）に従って「本サービス」へのアクセス特権を「お客様」に付与した場合にのみ適用されます。「プロモーションプログラム」の下で「本サービス」を使用する「お客様」の権利は、「プロモーションプログラム」で許可された制限期間の終了とともに即座に終了するものとし、さらに、アドビは、「プロモーションプログラム」を、または「プロモーションプログラム」の下での「お客様」の「本サービス」の使用を、中止または一時停止する権利を有します。「プロモーションプログラム」の下で、「お客様」のアカウントに送信され、「本サービス」によって処理されたコンテンツにアクセスする「お客様」または「参加者」の権利は、終了時に即座に終了する場合があります。

5.4 送信 「お客様」がアドビの「送信」を使ってファイルを送信する場合、ファイルは自動的にアドビのサーバーにアップロードされます。また、ファイルのアクセスおよび（または）ダウンロードの準備が整った時点で、アドビから「参加者」に通知されます。「お客様」の受信者は、アドビが送信した電子メール内のリンクをクリックすることで、ファイルにアクセスしたりファイルをダウンロードすることができます。アドビは、受信者によるアドビ「送信」ファイルの受信および利用に関する情報を収集する場合は

あり、またアドビはこの情報を「お客様」と共有する場合があります。「参加者」に対して、この情報が収集され共有されることを伝える一切の責任は「お客様」にあります。

5.5 アドビ Document Cloud サービス アドビは、「本サービス」の提供のため（「お客様」のコンテンツのフルテキスト検索を可能にする等）、「お客様」が「本サービス」に対して提供しているコンテンツをスキャンする場合があります。「本サービス」の一環として、アドビはまた、「お客様」がどのようにコンテンツとインタラクトしているか情報を収集し、それを他のユーザーからの類似行動データと合わせてまとめます（「統合行動データ」）。「統合行動データ」は、どの情報ともひも付けされず、「お客様」や「お客様」のコンテンツにリンクバックさせることもできません。アドビは、「総合行動データ」を、「本サービス」やその他のアドビ製品、サービスの提供および改善のために使用します。

「お客様」のコンテンツを「本サービス」で利用できるようにすることにより、「お客様」は、アドビが「本サービス」やその他のアドビ製品、サービスの提供および改善のため、「お客様」のコンテンツをスキャンし、「総合行動データ」を収集、処理および利用することに同意するものとします。

6. アドビの電子署名サービス

アドビの電子署名サービスは、認定ユーザーによる「電子文書」の電子的な送付、署名、トラッキング、管理を可能にします。「本サービス」に関するライセンスに、電子署名サービスが含まれている場合、本第6条の条件も適用されます。

6.1 電子署名サービスに適用される定義

6.1.1 「監査ログ」とは、電子署名サービスを使って処理される特定の「電子文書」の署名ワークフローについて、アドビが記録する特定の情報を意味します。「監査ログ」に含まれるのは、「電子文書」の作成日時、送信日時、署名日時、拒否日時、その他の修正の日時、あるいはブラウザやデバイスによって判断される「エンドユーザー」の地理的位置情報等です。

6.1.2 「お客様データ」とは、アドビが支給するものではない、「お客様」や「エンドユーザー」が「お客様」の電子署名サービスアカウントを使って電子署名サービスにインポートあるいは送信するデータや情報を意味します。

6.1.3 「電子文書」とは、電子署名サービスにアップロードされた文書を意味します。

6.1.4 「電子署名」とは、電子署名サービスのサービスの電子音、マーク、またはプロセス等の機能を意味します。これらの電子音、マーク、またはプロセスは「電子文書」に添付されるか、「電子文書」にロジカルに関連付けられ、「電子文書」に署名する意思がある人物によって実行もしくは採用されます。

6.1.5 「エンドユーザー」とは、「お客様」の電子署名サービスアカウントを使って、「電子文書」を閲覧、受諾、署名、承認、送信する、またはこれらを第三者に委託する個人および会社を意味します。

6.1.6 「レポート」とは、電子署名サービスによって生成される、アドビの独自デザインと外観を含む、「お客様」のデータのグラフまたは数値を表示したものを意味し、「監査ログ」もこれに含まれます。

6.1.7 「トランザクション」とは、電子署名サービスを介して、「電子文書」または関連する「電子文書」群が、「エンドユーザー」に対して送付される各回を意味します。各100ページまたは10MBが、1件のトランザクションとなります。

6.2 電子署名サービスの利用条件 「お客様」がすべての該当する条件を遵守し、料金を支払うことを条件として、アドビは「お客様」に対して、ライセンス期間中、以下の権利を与える、譲渡不能で独占的な全世界を対象とするライセンスを付与します。(a) 該当するインターフェイスを通じて電子署名サービスにアクセスし、(b) 「お客様」の内部業務のために電子署名サービスを利用することのみを目的として、「レポート」を利用し配布する権利。ユーザーまたはフルタイム従業員一人ずつについて、料金請求され

ている「お客様」の場合、各ユーザーまたは各フルタイム従業員が12ヶ月間の各1期間の間、送信できるトランザクションの総数は、電子署名サービスを介して送信される年間トランザクションの平均件数の2倍です。トランザクション件数の前期間(12ヶ月)から翌期間への繰り越しはできません(「利用制限」)。

6.3 お客様による使用と同意 「お客様」は自身の事業の目的に限って電子署名サービスを使用することができ、いかなる第三者にも「お客様」のパスワードを使用させてはなりません。「お客様」は、電子署名サービスの使用は、各国、地域、業界の法律、方針および規制によって支配されることに同意し、「お客様」がこれらの法律、方針および規制に従うことを保証しなければなりません。「お客様」の組織への電子署名の有効性を判断する場合、「お客様」はこれを独立の弁護士に依頼することに同意します。

6.4 お客様からのライセンス ライセンス期間中、「お客様」は、電子署名サービスおよび「レポート」を「お客様」に提供し、「本追加条件」に定めるアドビの権利を行使するために必要な範囲においてのみ、「お客様データ」を使用、コピー、送信、サブライセンス、インデックス付け、保存、表示できる、非独占的かつ無償の、世界を対象としたライセンスをアドビおよびその関連会社に対して付与します。「お客様」はアドビおよび関連会社に、「お客様データ」から派生した匿名情報(Web ブラウザー、画面の解像度、モバイル機器の種類などの情報を含むがこれらに限定されない)を使用、コピー、送信、公表、表示、配布および集約(アドビおよび関連会社の他の「お客様」の同様のデータと組み合わせる場合を含めて)できる、世界を対象とした、非独占的かつ永久的な無償ライセンスを付与します。当該匿名データには、「お客様」および「エンドユーザー」に関する個人情報、および「電子文書」の内容から派生したデータは含まれません。

6.5 移行に対する支援 「お客様」が「追加条件」を遵守している場合、アドビは、「お客様」が電子署名サービスからデータを移行できるよう、商業的に相応の努力を払います。データ移行は、電子署名サービスのライセンスの終了または満了から30日以内に完了しなければなりません。この30日間の移行期間終了後、アドビは「お客様データ」を削除する権利を有します。本項に記載のアドビによる移行支援の義務を条件として、「本追加条件」が終了または満了した時点で、「お客様」の電子署名サービスに関するライセンスは直ちに終了します。

6.6 エンドユーザー利用条件 電子署名サービスの利用は、各「エンドユーザー」がサービス使用時に提示される利用条件に同意することを条件としています。これには現在、<http://secure.echosign.com/public/static/consumerDisclosure.jsp>に置かれている「消費者の情報開示と同意」に関する条件も含まれます。

6.7 お客様データの保存と保管 アドビは、「お客様」アカウントに関連付けられているストレージがある場合、サイズがそのストレージ容量を超えない限り、「お客様のコンテンツ」や「お客様データ」を保存します。アドビは、ファイルサイズ、ストレージ容量等の技術面の制限など、「お客様コンテンツ」および「お客様データ」の利用および保存について、合理的な制限を設ける権利を有します。「お客様」が料金を支払わなかった場合、または法律により義務づけられた場合、「お客様データ」を削除することがあります。本第6.7条(お客様データの保存と保管)に従いアドビが「お客様データ」を削除する場合、アドビは電子署名サービスからの「お客様データ」の移行を支援するため、商業的に相応の努力を払います。文書の保存または保管に関して第三者に通知を行う義務を含めて、文書保存に関するすべての適用法および規制を遵守する一切の責任は、「お客様」にあります。

6.8 お客様のセキュリティ プライバシー、セキュリティおよびデータ保護に関する適用法に基づき、「エンドユーザー」に対する「お客様」の義務を果たすため、電子署名サービスのセキュリティ機能の設定を行いこれを利用する責任は「お客様」にあります。電子署名サービスから「エンドユーザー」に電子メールで送られる「電子文書」、電子署名サービスからダウンロードされる「電子文書」、または電子署名サービスのサードパーティ統合機能を介してアドビのシステム以外のシステムに転送される「電子文書」のセキュリティは、「お客様」の責任です。「お客様」がパスワード設定や管理、アカウント保護に関する手順を踏まなかった場合、アドビは、「お客様」のアカウントや「お客様データ」への不正アクセスにより生じる損害の責任を負いません。

6.9 アドビのセキュリティ アドビは、「お客様データ」のセキュリティ、機密性、および完全性を保護するために、商業的に合理的な管理面、物理面、および技術面の保護措置を実施します。アドビによる電子署名サービスに関する情報の収集および利用には、アドビプライバシーポリシー (<http://www.adobe.com/jp/privacy/policy.html>)が適用されます。

6.10 支払いカード産業データセキュリティ基準 (PCI DSS) 支払いカード産業データセキュリティ基準 (PCI DSS) は、ファックスによる署名機能を使って、(カード名義人データ、カード検証コードまたは数値等の) アカウント データを送信することを禁止しています。PCI DSS はまた、たとえデータが暗号化されていても、認証後の「カード認証コード」や「金額」等の「センシティブな認証データ」を、電子署名サービスを使って保存することを禁止しています。本条で使用しているカッコ付きの用語は、PCI DSS で定義されている意味を持ちます。

6.11 電子証明書 本サービスには、デジタル認証情報 (以下、「キー」) を使用することで、「お客様」が電子署名または PDF ドキュメントの特定の機能を有効化できる技術が含まれている場合があります。「お客様」は、いかなる目的のためにも「キー」にアクセスせず、アクセスを試みず、また、「キー」をコントロール、無効化、削除、使用、または配布してはなりません。デジタル証明書はサードパーティ証明機関によって発行されるか、または自己署名することができます。「お客様」は証明書を信頼するかどうかの決定、また、デジタル証明書の購入、使用、および信頼について、全責任を負います。

Document Cloud_Additional_TOU-ja_JP-20160616_1200

Adobe Systems Incorporated: 345 Park Avenue, San Jose, California 95110-2704

Adobe Systems Software Ireland Limited: 4-6 Riverwalk, City West Business Campus, Saggart, Dublin 24